

### 3. 受水槽以下装置に附帯する 水道メーター設置基準

### 3. 受水槽以下装置に附帯する水道メーター設置基準

第1条 (目的)	278
第2条 (事前協議)	278
第3条 (集中検針方式の種類)	279
第4条 (集中検針方式の装置)	279
第5条 (集中検針方式の付属設備)	279
第6条 (メーターの設置)	279
第7条 (止水栓及びメーター前後の配管)	279
第8条 (メーターの表示装置)	280
第9条 (端子ボックス)	280
第10条 (集中検針盤の設置)	280
第11条 (その他の設備)	280
第12条 (その他)	280

# 受水槽以下装置に付帯する水道メーター設置基準

制 定 昭和50年12月28日 部長専決

改 正 昭和53年 4月 3日 部長専決

改 正 平成12年 2月 1日 部長専決

## (目的)

第1条 この基準は、中高層住宅における給水の特例に関する内規（昭和41年4月1日施行）第2条第1項第4号の規定に基づき、集中検針方式による水道メーター（以下「メーター」という。）の設置に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (事前協議)

第2条 設計及び工事施工に当たっては、事前に図面等を提出し、担当課と協議しなければならない。

2 前項に定める図面等は次の各号によるものとする。

### (1) 配管系統図

直結部分、分岐取出し箇所から各戸メーターまでを記入する。この場合、各戸メーターは省略しないで全部記入すること。

### (2) 屋外配管図

建築物の配置、集中検針盤位置、低置水槽及び高置水槽の設置位置、直結部分、分岐取出し箇所より受水槽までの屋外設置水道メーター等、並びに屋外配管を記入した平面図（縮尺S=1:100～1:600）を作成すること。

### (3) 各室詳細図

水栓器具類位置、各戸メーター位置及び配管を記入し、平面図（縮尺S=1:20～1:50）を作成すること。

### (4) メーター部拡大図

メーターボックス（又はパイプシャフト内）、各戸メーター配管及び端子ボックスの位置等を記入し、平面図（縮尺S=1:5）、正面図（縮尺S=1:5）及び側面図（縮尺S=1:5）を作成すること。（1. 給水装置工事設計施工指針 22. 標準図を参照）

### (5) 集中検針盤配置図

集中検針盤配置図取付位置及び近辺の状況を記入し、平面図（縮尺S=1:20～1:50）及び正面図（縮尺S=1:20～1:50）を作成すること。

### (6) 受信器（集中検針盤内）配列図

集中検針盤内における各戸メーター（受信器）の配列を記入すること。

### (7) 配線系統図

各戸メーターから受信器（集中検針盤）までを記入すること。

(集中検針方式の種類)

第3条 集中検針方式には、1棟1箇所方式、各1階入口方式の2方式に大別されるが、原則として1棟1箇所方式を用いることとする。(1. 給水装置工事設計施工指針 22. 標準図を参照)

- (1) 1棟1箇所方式 1階入口1箇所に1棟分を設置する方式である。
- (2) 各1階入口方式 各1階の入口ごとに設置する方式で、建築構造が階段式通路の場合に用いる方法である。

(集中検針方式の装置)

第4条 集中検針方式の装置は、メーター本体及びコード付発信器と受信器をもって構成し、それぞれ2芯の電線にY型圧着端子を付け、端子板により接続するものとする。

(集中検針方式の付属設備)

第5条 集中検針方式の付属設備は、集中検針盤、電線管、接続電線、端子ボックス、端子枚とする。

(メーターの設置)

第6条 メーターの設置は次の各号によるものとする。

- (1) メーターの設置箇所は、将来の維持管理が容易で、不在でも点検取替のできるよう、室外の廊下側あるいは階段別に設けたパイプシャフト内、又はメーターボックス内に設置すること。その際、漏水等により廊下に影響を及ぼさないよう防水、又は水はけに必要な措置を施すこと。
- (2) 凍結の恐れのある場所は、発泡スチロール製のメーターケース等で保温を施すこと。
- (3) メーターは、止水栓に近接して設置すること。又メーターは水平に設置すると共に、給水栓より低位に設置し、空気が入る恐れのないようにすること。
- (4) メーターが他の配管若しくは、他のメーター等に近接する場合、必ず20cm以上、発泡スチロール製のメーターケースで保温を施す場合は30cm以上とし、取付・取外しに支障のない間隔を保持すること。

(止水栓及びメーター前後の配管)

第7条 止水栓及びメーター前後の配管は、メーターの性能、検針、取り替え等に支障のないように行い、かつ、次の各号により施工するものとする。

- (1) メーター前後の配管は、止水栓の機能に支障のないようにすること。
- (2) 止水栓はメーターより上流側に設置すること。
- (3) メーターの前後いずれかに、伸縮継手を設置すること。

(メーターの表示装置)

第8条 メーターの表示装置(受信器)は、集中検針盤内に設置すること。

(端子ボックス)

第9条 端子ボックスの取付位置は、メーター本体との配線距離が1m以内になるように設置し、接続等に支障とならない位置とすること。

(集中検針盤の設置)

第10条 集中検針盤の設置は、次の各号によるものとする。

- (1) 集中検針盤は原則として共同住宅の1箇所に集中し設置すること。
- (2) 集中検針盤の設置位置は、将来の維持管理及び検針に適する場所を選定すること。
- (3) 集中検針盤の最上部の受信器の高さは、1.6mに位置すること。
- (4) 受信器の配列は、建物の正面(玄関側)から見た配置と同じにすること。

(その他の設備)

第11条 郵便受箱は、メーターの表示装置と同階に設置するものとし、その配列順序はメーターの表示装置における配列順序と同一にする。

(その他)

第12条 この基準に定めるもののほか、受水槽以下装置の構造及び材質は、水道法、同施行令、同施行規則、給水装置の構造材質の基準に関する省令、苫小牧市水道事業給水条例、同施工規則及び苫小牧市給水装置工事設計施工指針に基づくこと。また、必要な事項については、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1、この基準は、昭和50年4月1日より施行する。
- 2、この基準は、実施前、既になされた扱いは、尚従前の例による。

#### 附 則

- 1、この基準は、平成12年4月1日より施行する。
- 2、この基準は、実施前、既になされた扱いは、尚従前の例による。